

2025年7月

お客様各位

福岡ひびき信用金庫

「ひびしん投信インターネットサービス」取扱規定の一部改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ひびしん投信インターネットサービスの機能追加に伴い、当金庫では、令和7年8月25日から「ひびしん投信インターネットサービス」取扱規定を下記の通り改定することといたしました。

改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください

記

1. 改定日

令和7年8月25日

2. 改定する約款

・「ひびしん投信インターネットサービス」取扱規定

3. 改定内容

投信インターネットサービスの機能追加に伴う改定

4. 新旧対照表は以下の通りです。

(下線部が変更箇所)

新	旧
<p>第1章 ひびしん投信インターネットサービス</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>第2章 本人確認</p> <p>8. (ログインID)</p> <p>当金庫は、お客様が本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「ログインID(仮ID)」を記載した「投信インターネットサービス仮ID発行通知書」を発行します。</p> <p>初回ログインに際して、それ以降お客様ご本人であることを確認するための「ログインID」を<u>端末からお客様自ら設定していただくものとします。</u></p> <p>9. (ログインパスワード)</p> <p>お客様は、本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「キーワード(仮IDパスワード)」を当金庫所定の手続きにより届け出るものとします。</p> <p>初回ログインに際して、お客様ご本人であることを確認するための「ログインパスワード」を<u>端末からお客様自ら設定していただくものとします。</u></p> <p>10. ～13. (略)</p> <p>第3章 取引の依頼</p> <p>14. ～35. (略)</p> <p>第4章 サービスの解約等</p> <p>36. (お客様からの解約) (略)</p> <p>37. (当金庫からの解約等) (1)～(5) (略)</p>	<p>第1章 ひびしん投信インターネットサービス</p> <p>1. ～7. (同左)</p> <p>第2章 本人確認</p> <p>8. (ログインID)</p> <p>当金庫は、お客様が本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「ログインID(仮ID)」を記載した「投信インターネットサービス仮ID発行通知書」を発行します。</p> <p>初回ログインに際して、それ以降お客様ご本人であることを確認するための「ログインID」を<u>端末から発行します。</u></p> <p>9. (ログインパスワード)</p> <p>お客様は、本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「キーワード(仮IDパスワード)」を当金庫所定の手続きにより届け出るものとします。</p> <p>初回ログインに際して、お客様ご本人であることを確認するための「ログインパスワード」を<u>端末から発行します。</u>なお、お客様は、本サービスのご利用開始前に、<u>端末からログインパスワードを変更するものとします。</u></p> <p>10. ～13. (同左)</p> <p>第3章 取引の依頼</p> <p>14. ～35. (同左)</p> <p>第4章 サービスの解約等</p> <p>36. (お客様からの解約) (同左)</p> <p>37. (当金庫からの解約等) (1)～(5) (同左)</p>

新	旧
<p>(6) お客様が、住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となった場合</p> <p>(7) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</p> <p>第5章 雑則</p> <p>38. (規定等の準用)</p> <p>(略)</p> <p>39. (届出事項の変更等)</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、投信取引約款等に基づきお客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p>また、この届出を完了した後でなければ、本サービスの利用はできません。当金庫が届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知または送付書類等を発送したにもかかわらず、お客様が住所変更等の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由により、延着もしくは不着となった場合、届出が完了するまでの間、当金庫はお客様に通知することなく取引を制限できるものとします。</p> <p>この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>40. ~44. (略)</p> <p style="text-align: right;">(2025年8月改訂)</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>(6) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</p> <p>第5章 雑則</p> <p>38. (規定等の準用)</p> <p>(同左)</p> <p>39. (届出事項の変更等)</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、投信取引約款等に基づきお客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>40. ~44. (同左)</p> <p style="text-align: right;"><u>(2024年10月改訂)</u></p>

以 上